杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和８年１０月２７日

杉並区長　岸本聡子

杉並区規則第１１１号

杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（令和８年杉並区条例第３２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（設備の基準）

第３条　条例第１３条第７号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

（２）　浴室及び便所は、男子用と女子用とに区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（委任）

第４条　この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年１１月１日から施行する。